



平成 28 年 12 月 7 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都情報公開条例第 39 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 28 年 11 月 4 日付 28 会管総第 701 号により、当審議会に対して諮問された「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 当該事務における委託業務は、執務室内で区切られたOA室で実施されていることから、委託先の作業環境の制限、データの授受方法の精査、OA室への私物持込み禁止といった的確なリスク分析に基づく委託先への適正な措置が予定されており、委託先への管理監督は適正であることが確認できた。今後も、評価書に記載した措置について確実な実施をされたい。
- (2) 当該事務は、短期間で集中的に法定調書を提出することが求められる性質上、委託の必要性が高いと考えられる一方で、特定個人情報の取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も引き続き、厳格な管理監督に努めること。

2 管理システム化等の検討について

当該事務においては、現在の都の基盤を前提として、事務フローが構築されており、その範囲において最大限の安全管理措置について検討されていたが、当該事務の取扱者数や対象者数に鑑みると、近年中に当該事務処理はシステム化されることが望ましい。

3 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成28年11月4日	諮問
平成28年11月4日から 同月11日まで	本評価書案概要説明・審議 (第20回特定個人情報保護評価部会)
平成28年11月28日	審議(第21回特定個人情報保護評価部会)
平成28年12月7日	「職員以外の法定調書提出事務(個人番号関係事務)に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏